

浜の活力再生プラン
令和 7～11 年度
第 3 期

1 地域水産業再生委員会

組織名	榛南地区地域水産業再生委員会
代表者名	藪田 国之（南駿河湾漁業協同組合 代表理事組合長）

再生委員会の構成員	南駿河湾漁業協同組合 御前崎市、牧之原市、吉田町
オブザーバー	静岡県水産・海洋技術研究所

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	<p>地 域：御前崎市、牧之原市、吉田町 （南駿河湾漁業協同組合管内）</p> <p>漁 業：遠洋カツオ漁業 1 経営体 近海カツオ漁業 1 経営体 シラス船曳網漁業 31 経営体（37 か統） 定置網漁業 3 経営体 沿岸漁業 134 名 うち刺網漁業 33 名 うち一本釣り漁業 101 名</p> <p>組合員：正組合員 328 名、准組合員 2,224 名、計 2,552 名 （以上、令和 6 年 12 月 31 日現在）</p>
-----------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>当地域は、静岡県中央部のほぼ南端に位置し、東部は駿河湾に、南部は遠州灘に接し、約 50km におよぶ海岸線を擁する風光明媚なところである。</p> <p>古くから漁業が盛んな地域であり、カツオを主体とする遠洋・近海漁業から、シラス船曳網・定置網・刺網・一本釣り・採介藻漁業等の沿岸漁業まで、その漁業種類は多岐にわたり、県内で圧倒的なシェアを誇る生鮮カツオの水揚げだけでなく、シラス・キンメダイ・イセエビ・サワラ等多種多様な魚が水揚げされ、県下でも有数の漁業地域のひとつとなっている。</p> <p>平成 25 年 1 月 1 日、経営基盤の強化と所属組合員の漁業生産の維持・安定を図り、ひいては地域全体の振興・発展を担う組合組織を構築することを目的に、御前崎漁協・地頭方漁協・相良漁協・吉田町漁協が合併し、新たに南駿河湾漁協が誕生した。また、合併に遅れること 3 年、平成 28 年 9 月に御前崎・地頭方市場を統合し、鮮魚は御前崎市場、シラスは御前崎市場と吉田市場に集荷する 2 市場体制となった。</p> <p>漁獲物のブランド化の取組も積極的に実施し、南駿河湾漁協独自の基準で認定しブランド化した「波乗り鱈」が静岡県の独自ブランドである「しずおか食セレクション」に令和 3 年に認定された。また、波乗り鱈の取組が評価され、令和 5 年には静岡県から「ふじのくに未来をひらく農林漁業奨励賞」の表彰を受けた。</p> <p>漁業権の行使方法・取締基準を始め他の漁業種類においても統一化が図られ、漁協、行政、取締機関合同のパトロールの実施や密猟防止看板の設置を行った。</p> <p>長年の磯焼け対策の取組により相良沖合では回復傾向にあったカジメ藻場だが、夏場の海水温の高温に耐えきれず、回復したカジメ藻場が消滅してしまった。</p>
--

南駿河湾漁協管内の地頭方漁港が令和5年に海業振興モデル地区に選定され、地頭方漁港の賑わい作りの基本計画の策定を行った。計画の実現に向けて漁協、漁業者、牧之原市、地頭方地区の人たちと取り組んでいる最中である。

(2) その他の関連する現状等

当地域は、全国屈指のウミガメの産卵地として知られる御前崎海岸をはじめとして、広大で遠浅な砂浜を各地区にいくつも抱えており、北には全国有数の茶産地である牧之原台地が広がっている。そのため、マリンスポーツや海水浴等の海のレジャーにとどまらず、幅広い観光地域としての重要性が高い。平成21年9月に富士山静岡空港が開港したことにより、外国人観光客の利用が増加、当地域のホテルや商業施設が外国人観光客でにぎわうようになり、空港が開港したことが地域振興に好影響を与えている。これらの状況を踏まえ、今後漁協が「浜の活性化」を図るに当たっては、単に地域の漁業振興策にとどまらず、地元市町・観光協会・商工会等と緊密な連携をとり、海業の取組を積極的に行い、地域振興・地域活性化を図っていかねばならない。

また、近隣には浜岡原子力発電所があり、発電所の排水を利用したタイ・ヒラメ・アワビ等の種苗生産が県温水利用研究センターで行われている。県が公表した東海地震の第4次地震被害想定で最大21メートルの津波が想定されている当地域では、発電所の十分な安全対策と温水利用研究センターのさらなる有効活用が求められている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

第2期の取組の中で現在も継続している取組は、今後も引き続き行う。シラスの漁獲量は過去5年で最低を記録する等、様々な魚種で資源量の低下や南方性魚類の増加による漁獲魚種の変化等が懸念されており、今後、大幅な漁獲量増加による漁業収入の増加は見込み難い。そこで、水揚物の付加価値向上による魚価向上に加え、漁港の賑わいを創出し漁業者の新たな所得や雇用の創出を目指して、下記の取組を実施していく。

1 漁業収入向上のための取組

(1) 御前崎市場鮮度保持施設（製氷施設）の整備（継続）

- ・南駿河湾漁協御前崎市場において、漁協は漁業者の漁業生産基盤である製氷施設を整備する。現在、御前崎市場において新しい製氷施設の建設が進行中で、令和8年2月完成を予定する。新施設は、製氷の搬出口を従来の1箇所から3箇所（陸上2箇所、船積用1箇所）に増やすことで、漁業者の氷積み作業を効率化し労務時間の短縮を図る。また、販売を24時間自動化することで漁業者の操業効率向上とともに、夜間の氷積みや営業時間延長に伴う漁協職員の人件費削減を図る。

(2) 御前崎市場（荷さばき施設）の整備（新規）

- ・漁協は、漁業者の出荷基盤である御前崎魚市場の市場整備を令和16年頃の整備を目指し検討する。魚市場の整備にあたっては、開放型施設と閉鎖型施設のメリット・デメリットの比較を行い、水揚物をより高鮮度のまま消費者市場へ出荷が可能となるよう施設整備計画を策定する。

(3) 海業推進の取組（新規）

- ・第2期の取組によりさらなる魚価の向上が課題となっている。催事での水産物の販売により新たな販売機会を創出し、認知向上を図るとともに魚価の向上を目指す。
- ・漁協は漁業者と市町や商工会と連携を図り吉田しらすマーケットや軽トラ市、朝市などを企画し地域の活性化を図るとともに地元水産物の販売やPRを行う。

〈シラス船曳網漁業〉

(4) シラス船曳網漁業における水揚げ金のプール制度（継続）

- ・シラス船曳網漁業者は、吉田市場と御前崎市場において大漁時、プール制に移行することで資源の有効活用を図る。

(5) シラスの鮮度保持（継続）

- ・シラス船曳網漁業者は、魚価を上げる取組として、曳網時間短縮等の船上での漁獲物の鮮度保持のための作業を実施し、高鮮度のシラスの提供を図る。また、より良い鮮度保持方法の先進事例等の情報収集を進める。

〈沿岸漁業〉

(6) 漁獲物の付加価値向上

- ア 活き締め（脱血処理）の実施（継続）

- ・漁業者は、第2期の取組により定着した漁獲物の船上での活き締め・脱血処理に継続して取り組み、漁協は脱血処理を行う漁業者の拡大を推進し、魚価の向上に取り組む。

イ ブランド魚の立ち上げ（継続）

- ・第2期の取組で新たなブランド魚候補に挙げられたキハダマグロは、令和4年から60トン程度の安定した水揚げがあり、その重要度が高まりつつあることから、漁協は、キハダマグロのブランド化に向け、ブランド基準の策定や販売方法の検討を進める。
- ・既存ブランド魚「波乗り鱈」についてはブランド力の強化を図る。

ウ 未利用魚の活用（継続）

- ・未利用魚の利用を拡大するため、漁協は第2期で商品開発したタカノハダイに加え、地区内で漁獲される未利用魚（クロシビカマス・アイゴ・ニザダイ）について、料理人等専門家の協力を得ながら、一般家庭でも使いやすいレシピの開発を行う。
- ・開発したレシピは、漁協が行う水産教室で調理し紹介したり、SNSを活用し普及を図り未利用魚の利用を促進する。

(7) 魚類の販路拡大（継続）

- ・御前崎魚市場で評価が低い一方で、東京で評価が高い魚種に加え、評価が低い傾向にあるその他魚種についても、御前崎産鮮魚の認知と魚価の向上を推進するため販路拡大の取組を継続する。

(8) 自己漁獲物の加工品開発（継続）

- ・第2期で取り組んだ一次加工品の販売が伸び悩んだ原因を検証し、新たな加工品の開発を進める。
- ・一般に認知される魚種であるキンメダイやサワラなどを対象に、傷が付く等で一般鮮魚と同等には評価されない水揚物を、漁協が買い上げて魚価の底上げを行うとともに、漁協加工場を活用して加工し、販路の検討を行う。さらに、漁協は催事等を活用し販売することで販路の増加を行う。

(9) 榛南海域の磯焼け対策（継続）

- ・榛南磯焼け対策活動協議会で検討・決定された事項について、漁業者が主体となり、県の協力の下実行する。サガラメ・カジメの母藻の投入や種苗生産・中間育成、食害魚であるアイゴの駆除を行うことにより、漁場造成と漁獲量の増大を図る。また、これまでの取組を継続するとともに、簡易的かつ安価に種苗を移植する新たな方法等を導入できるよう情報収集に努める。
- ・漁業者は、平成初期に発生した磯焼けにより途絶えた潜水器によるアワビ漁業を復活させ操業を行っている。近年再び磯焼けが発生している一方で、アワビ資源は確認されていることから、今後もアワビ漁業が継続して行われるように磯焼け対策活動に取り組む。

(10) 資源管理型漁業の推進（継続）

- ・漁協及び漁業者は、県・市町の協力のもと、マダイ・ヒラメなどの種苗放流を行うとともに、漁獲した小型魚の放流についても引き続き実施し、資源管理型漁業を推進していく。漁協は、魚価の向上と漁業者へ資源管理型漁業の取組の周知を図る。

2 漁業コスト削減のための取組

〈全体〉

(1) 漁業経営セーフティーネット構築事業（継続）

- ・漁協は、燃油高騰の備えとして、当地域の全漁船に対し漁業経営セーフティーネット構築事業の活用を呼び掛ける。現在、燃油価格は高騰しているため、未加入者に対しては加入するよう、現加入者には加入を継続するよう支援・指導を行う。

(2) 省エネ航行の啓発（継続）

- ・漁場まで、または帰港時の減速航行を全漁業者で行うように漁協は啓発するとともに、漁業者は船底・舵・プロペラ等の船底清掃による付着物の除去を積極的に実施し、燃油消費量の削減を図る。

(3) ぎょさい・積立ふらす (継続)

- ・漁協は不漁による収入減少の備えとして、漁業者に対してぎょさい・積立ふらすの加入を推進する。

〈遠洋・近海カツオ漁業〉

(4) 19トン型近海カツオ漁船の導入 (継続)

- ・近海カツオ漁業者は、漁業永続化を念頭に、令和5年度補正水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）を活用した、19トン型近海カツオ漁船の導入が行えるようにサポートを行う。
- ・漁協は、漁業収入増加を目指し近海カツオ一本釣漁業への参入を検討している沿岸漁業者に対して、国の補助事業（漁船リース事業・もうかる漁業創設支援事業）を活用した、漁船整備等のサポートを行う。

3 漁村の活性化のための取組

(1) 海業推進の取組 (新規)

- ・当地域は漁業の他にも遊漁船業やマリンレジャーが盛んに行われている。漁協は海上保安庁の協力のもと漁業と遊漁船業、マリンレジャーが互いに利用できるように調整を図る。他にも、市町の観光課や観光協会、商工会、組合所属の遊漁船と協力を図り、釣り大会などのイベントを開催することで海業を推進し漁港への賑わいを創出する。

(2) 水産教室の開催 (継続)

- ・漁協は、魚食普及の取組として、地域内の小学校で親子料理教室の他、海藻おしぼ教室などの水産教室を開催し、多くの子どもたちや若い世代に、地元の主要魚種であるカツオやシラスに加え多様な魚種や未利用低利用魚がある地元水産物の魅力を伝え、知名度向上や消費拡大を図る。
- ・漁協は、市場施設での社会科見学の受入回数を増加させるため、見学対応可能な漁協職員の人員の拡充を行う。

(3) 担い手対策 (継続)

- ・漁協は、引き続き後継者確保のため、漁業高等学園や水産高校に積極的に働きかけを行うとともに漁業就業フェア等を活用し、国や県の支援制度を活用しながら若手就業者の確保に努める。

(3) 資源管理に係る取組

○静岡県におけるしらすに関するしらす船びき網漁業の資源管理協定

静岡県で策定する協定の実行の徹底を図る。また、シラス大量漁獲時には、吉田地区、御前崎地区それぞれにおいて、漁獲制限及び水揚金額のプール制への移行により、乱獲の防止と魚価の維持安定に努める。

○静岡県榛南地区におけるきんめだいのに関する漁業の資源管理協定

・樽流し漁業

御前崎・地頭方地区合同で策定する協定実行の徹底を図る。さらに自主協定・申し合わせにより、投縄回数の制限（朝1回のみ制限）、漁具・漁法の規制、天候等を踏まえた出漁・休漁の一斉実施（当番制により当番者が決定）を行う。加えて、禁漁期間中には、海底に絡まったまま放置されている漁具等の回収作業（海底清掃）を行い、漁場の保全に努める。

・立縄漁業

地頭方地区で策定する協定の実行の徹底を図る。

○静岡県におけるぶり、あじ類、さば類等に関する定置漁業の資源管理協定
静岡県で策定する協定の実行の徹底を図る。

○旧第94号漁業権管理運営委員会の開催

御前崎地区漁業権漁場への、地頭方地区漁業者の入漁協議を毎年実施し、円滑な操業と資源管理に努める。

(4) 具体的な取組内容

1年目(令和7年度) 所得向上率(基準年比) 3.2%

漁業収入向上のための取組	<ul style="list-style-type: none">(1) 御前崎市場鮮度保持施設の整備<ul style="list-style-type: none">・鮮度保持施設の工事を令和8年1月末日までに行う。(2) 御前崎市場の整備<ul style="list-style-type: none">(4年目まで取組無し)(3) 海業推進の取組<ul style="list-style-type: none">・漁協及び漁業者は、催事で水産物を販売することで新たな販売機会を創出するため、市町や商工会と連携を図り、地元水産物の催事販売を試験的に開催する。(4) シラス船曳網漁業における水揚げ金のプール制度<ul style="list-style-type: none">・シラス船曳網漁業者は、吉田市場と御前崎市場において大漁時、プール制に移行することで資源の有効活用を図る。(5) シラスの鮮度保持<ul style="list-style-type: none">・シラス船曳網漁業者は、魚価を上げる取組として、曳網時間短縮等の船上での漁獲物の鮮度保持のための作業を実施し、高鮮度のシラスの提供を図る。また、より良い鮮度保持方法の先進事例等の情報収集を進める。(6) 漁獲物の付加価値向上<ul style="list-style-type: none">ア 活き締め(脱血処理)の実施: 漁業者は、定置網や一本釣りで漁獲された魚の船上での活き締め・脱血処理を実施し魚価向上を図る。イ ブランド魚の立ち上げ: 漁協と漁業者は、キハダマグロの漁協新ブランド立ち上げを目指し、専門家を交えた検討部会を立ち上げる。ウ 未利用魚の活用: 漁協は、料理人の協力を得て、地区内で漁獲される未利用魚を用いた新レシピの開発を行う。(7) 魚類の販路拡大<ul style="list-style-type: none">・漁協は、東京の水産会社と連携し、御前崎産鮮魚の流通の拡大を図る。(8) 自己漁獲物の加工品開発<ul style="list-style-type: none">・漁協は、一次加工品の飲食店向け販売を再開するため、魚種と流通販路の再検討を行う。また、漁業者と漁協は、キンメダイ・サワラ等の傷が付く等で安価に取引される鮮魚を活用した加工品の試作を行う。(9) 榛南海域の磯焼け対策<ul style="list-style-type: none">・榛南磯焼け対策活動協議会で検討・決定された事項について、漁業者が主体となり、県の協力のもと、サガラメ・カジメの母藻の投入や種苗生産・中間育成を行うとともに、食害魚であるアイゴ等の除去を行うことにより、漁場造成と漁獲量の増大を図る。(10) 資源管理型漁業の推進<ul style="list-style-type: none">・漁協及び漁業者は、県・市町の協力のもと、マダイ・ヒラメなどの種苗放流を行うとともに、小型魚の放流についても引き続き実施し、資源管理型漁業を対象漁業者で推進していく。漁協は漁業
--------------	--

	<p>者が各資源管理協定の順守させるための指導を行う。また、旧第94号漁業権管理運営委員会を毎年開催し、円滑な操業と資源管理に努める。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>(1) 漁業経営セーフティーネット構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油高騰の備えとして、漁協は、未加入者に対しては加入するよう、現加入者には加入を継続するよう指導する。 <p>(2) 省エネ航行の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、減速航行を行うとともに、船底清掃を積極的に実施し、燃油消費量の削減を図る。 <p>(3) ぎよさい・積立ぷらす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協は漁業者に対してぎよさい・積立ぷらすの加入を推進する。 <p>(4) 19トン型近海カツオ漁船の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協は、令和5年度補正 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）に申請した19トン型近海カツオ漁船2隻の交付決定を年度内に得られるように漁業者へサポートを行う。近海カツオ一本釣漁業への参入を検討している漁業者に対して、漁協は、国の補助事業（漁船リース事業・もうかる漁業創設支援事業）を活用した、漁船整備等のサポートを行う。
漁村の活性化のための取組	<p>(1) 海業推進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協は、漁村の活性化と地元水産物のPRが行われるよう、市町の観光課等や、組合所属の遊漁船と協力を図り、イベントなどの企画を検討する。さらに、海上保安庁の協力のもと漁業と遊漁船業、マリンレジャーが互いに利用できるように調整を図る。 <p>(2) 水産教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協は、魚食普及の取組として、地域の親子を対象に料理教室や水産教室を開催し、知名度向上や消費拡大を図る。また、魚市場への社会科見学の受入回数を増加させるため、人員の拡充を行う。 <p>(3) 担い手対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協は、後継者確保のため、漁業高等学園や水産高校に積極的に働きかけを行う。漁業就業フェア等を活用し、国や県の支援制度を活用しながら若手就業者の確保に努めるとともにSNSの活用を図る。
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 漁業人材育成総合支援事業（国） 水産多面的機能発揮対策事業（国） イノベーション創出事業（県） 海業スタートアップ事業（県） 漁業収入安定対策事業（国）</p>

2年目（令和8年度） 所得向上率（基準年比）5.0%

漁業収入向上のための取組	<p>(1) 御前崎市場鮮度保持施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、鮮度保持施設を適切に利用し操業効率の向上を図り、漁協は職員の人件費削減を図る。 <p>(2) 御前崎市場の整備 （4年目まで取組無し）</p> <p>(3) 海業推進の取組</p>
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、催事で水産物を販売することで新たな販売機会を創出するため、市町や商工会と連携を図り、地元水産物を販売する新たな催事の企画・検討を行う。 (4) シラス船曳網漁業における水揚げ金のプール制度 <ul style="list-style-type: none"> ・シラス船曳網漁業者は、吉田市場と御前崎市場において大漁時、プール制に移行することで資源の有効活用を図る。 (5) シラスの鮮度保持 <ul style="list-style-type: none"> ・シラス船曳網漁業者は、魚価を上げる取組として、曳網時間短縮等の船上での漁獲物の鮮度保持のための作業を実施し、高鮮度のシラスの提供を図る。また、より良い鮮度保持方法の先進事例等の情報収集を進める。 (6) 漁獲物の付加価値向上 <ul style="list-style-type: none"> ア 活き締め（脱血処理）の実施：漁業者は、定置網や一本釣で漁獲された魚の船上での活き締め・脱血処理を実施し魚価向上を図る。 イ ブランド魚の立ち上げ：漁協と漁業者は、検討会においてキハダマグロ新ブランド化の認定基準や名称等を検討する。 ウ 未利用魚の活用：漁協は、料理人の協力を得て、地区内で漁獲される未利用魚を用いた新レシピ第2弾の開発を行う。 (7) 魚類の販路拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、東京の水産会社と連携し、御前崎産鮮魚の流通の拡大を図るとともに、御前崎魚市場で評価が低い鮮魚の流通の可能性を検討する。 (8) 自己漁獲物の加工品開発 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、一次加工品を製造する魚種を決定し、製品の試作を行い、流通販路は引き続き検討を行う。キンメダイ・サワラ等の傷が付く等で安価に取引される鮮魚による加工品の試作品の試食会を行いアンケート調査を行う。 (9) 榛南海域の磯焼け対策 <ul style="list-style-type: none"> ・榛南磯焼け対策活動協議会で検討・決定された事項について、漁業者が主体となり、県の協力のもと、サガラメ・カジメの母藻の投入や種苗生産・中間育成を行うとともに、食害魚であるアイゴ等の除去を行うことにより、漁場造成と漁獲量の増大を図る。 (10) 資源管理型漁業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、県・市町の協力のもと、マダイ・ヒラメなどの種苗放流を行うとともに、小型魚の放流についても引き続き実施し、資源管理型漁業を対象漁業者で推進していく。 ・漁協は漁業者が各資源管理協定の順守させるための指導を行う。また、旧第95号漁業権管理運営委員会を毎年開催し、円滑な操業と資源管理に努める。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業経営セーフティネット構築事業 <ul style="list-style-type: none"> ・燃油高騰の備えとして、漁協は、未加入者に対しては加入するよう、現加入者には加入を継続するよう指導する。 (2) 省エネ航行の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、減速航行を行うとともに、船底清掃を積極的に実施し、燃油消費量の削減を図る。 (3) ぎよさい・積立ぷらす <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は漁業者に対してぎよさい・積立ぷらすの加入を推進する。 (4) 19トン型近海カツオ漁船の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、令和5年度補正 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）に申請した19トン型近海カツオ漁船の1隻目

	<p>の建造着手に向けて漁業者へのサポートを行い建造に着手する。近海カツオー一本釣漁業への参入を検討している漁業者に対して、漁協は、国の補助事業（漁船リース事業・もうかる漁業創設支援事業）を活用した、漁船整備等のサポートを行う。</p>
漁村の活性化のための取組	<p>(1) 海業推進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁村の活性化と地元水産物のPRが行われるよう、市町の観光課等や、組合所属の遊漁船と協力を図り、イベントなどを試験的に開催する。さらに、海上保安庁の協力のもと漁業と遊漁船業、マリンレジャーが互いに利用できるように調整を図る。 <p>(2) 水産教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、魚食普及の取組として、地域の親子を対象に料理教室や水産教室を開催し、知名度向上や消費拡大を図る。また、魚市場への社会科見学の受入回数を増加させるため、人員の拡充を行う。 <p>(3) 担い手対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、後継者確保のため、漁業高等学園や水産高校に積極的に働きかけを行う。漁業就業フェア等を活用し、国や県の支援制度を活用しながら若手就業者の確保に努めるとともにSNSの活用を図る。
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティネット構築事業（国） 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 漁業人材育成総合支援事業（国） 水産多面的機能発揮対策事業（国） イノベーション創出事業（県） 海業スタートアップ事業（県） 漁業収入安定対策事業（国）</p>

3年目（令和9年度） 所得向上率（基準年比）6.9%

漁業収入向上のための取組	<p>(1) 御前崎市場鮮度保持施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、鮮度保持施設を適切に利用し操業効率の向上を図り、漁協は職員の人件費削減を図る。 <p>(2) 御前崎市場の整備 （4年目まで取組無し）</p> <p>(3) 海業推進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、催事で水産物を販売することで新たな販売機会を創出するため、市町や商工会と連携を図り、地元水産物を販売する新催事を開催する。 <p>(4) シラス船曳網漁業における水揚げ金のプール制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラス船曳網漁業者は、吉田市場と御前崎市場において大漁時、プール制に移行することで資源の有効活用を図る。 <p>(5) シラスの鮮度保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラス船曳網漁業者は、魚価を上げる取組として、曳網時間短縮等の船上での漁獲物の鮮度保持のための作業を実施し、高鮮度のシラスの提供を図る。また、より良い鮮度保持方法の先進事例等の情報収集を進める。 <p>(6) 漁獲物の付加価値向上</p> <p>ア 活き締め（脱血処理）の実施：漁業者は、定置網や一本釣で漁獲された魚の船上での活き締め・脱血処理を実施し魚価向上を図る。</p>
--------------	---

	<p>イ ブランド魚の立ち上げ：漁協と漁業者は、キハダマグロ新ブランドの認定基準や名称を決定し、PR 資材や販促物の作成を行う。</p> <p>ウ 未利用魚の活用：漁協は、3 年目までに開発した新レシピを SNS で公開する他、料理教室で使用する。</p> <p>(7) 魚類の販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、東京の水産会社と連携し、御前崎産鮮魚の流通の拡大を図るとともに、御前崎魚市場で評価が低い鮮魚の試験的な流通を行う。 <p>(8) 自己漁獲物の加工品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、一次加工品の販売を再開する。傷が付く等で安価に取引される鮮魚による加工品は、前年度の催事でのアンケート結果をもとに改良を行う。 <p>(9) 榛南海域の磯焼け対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榛南磯焼け対策活動協議会で検討・決定された事項について、漁業者が主体となり、県の協力のもと、サガラメ・カジメの母藻の投入や種苗生産・中間育成を行うとともに、食害魚であるアイゴ等の除去を行うことにより、漁場造成と漁獲量の増大を図る。 <p>(10) 資源管理型漁業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、県・市町の協力のもと、マダイ・ヒラメなどの種苗放流を行うとともに、小型魚の放流についても引き続き実施し、資源管理型漁業を対象漁業者で推進していく。 ・漁協は漁業者が各資源管理協定の順守させるための指導を行う。また、旧第 96 号漁業権管理運営委員会を毎年開催し、円滑な操業と資源管理に努める。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1) 漁業経営セーフティーネット構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃油高騰の備えとして、漁協は、未加入者に対しては加入するよう、現加入者には加入を継続するよう指導する。 <p>(2) 省エネ航行の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、減速航行を行うとともに、船底清掃を積極的に実施し、燃油消費量の削減を図る。 <p>(3) ぎよさい・積立ぷらす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は漁業者に対してぎよさい・積立ぷらすの加入を推進する。 <p>(4) 19 トン型近海カツオ漁船の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、令和 5 年度補正 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）に申請した 19 トン型近海カツオ漁船の 1 隻目の進水及び安定した操業へのサポートを行う。また、2 隻目の建造着手に向けてのサポートを行う。 ・漁協は、近海カツオー一本釣漁業への参入を検討している漁業者に対して、国の補助事業（漁船リース事業・もうかる漁業創設支援事業）を活用した、漁船整備等のサポートを行う。
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>(1) 海業推進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁村の活性化と地元水産物の PR が行われるよう、市町の観光課等や、組合所属の遊漁船と協力を図り、イベントなどを試験的に開催する。さらに、海上保安庁の協力のもと漁業と遊漁船業、マリンレジャーが互いに利用できるように調整を図る。 <p>(2) 水産教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、魚食普及の取組として、地域の親子を対象に料理教室や水産教室を開催し、知名度向上や消費拡大を図る。また、魚市場への社会科見学の受入回数を増加させるため、人員の拡充を行う。料理教室では未利用魚を活用するために制作したレシピを使用する。また、社会科見学の受入体制を整える。

	<p>(3) 担い手対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、後継者確保のため、漁業高等学園や水産高校に積極的に働きかけを行う。漁業就業フェア等を活用し、国や県の支援制度を活用しながら若手就業者の確保に努めるとともに SNS の活用を図る。
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 漁業人材育成総合支援事業（国） 水産多面的機能発揮対策事業（国） イノベーション創出事業（県） 海業スタートアップ事業（県） 漁業収入安定対策事業（国）</p>

4年目（令和10年度） 所得向上率（基準年比）8.8%

漁業収入向上のための取組	<p>(1) 御前崎市場鮮度保持施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、鮮度保持施設を適切に利用し操業効率の向上を図り、漁協は職員の人件費削減を図る。 <p>(2) 御前崎市場の整備 （4年目まで取組無し）</p> <p>(3) 海業推進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、催事で水産物を販売することで新たな販売機会を創出するため、市町や商工会と連携を図り、地元水産物を販売する新催事を開催する。 <p>(4) シラス船曳網漁業における水揚げ金のプール制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラス船曳網漁業者は、吉田市場と御前崎市場において大漁時、プール制に移行することで資源の有効活用を図る。 <p>(5) シラスの鮮度保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラス船曳網漁業者は、魚価を上げる取組として、曳網時間短縮等の船上での漁獲物の鮮度保持のための作業を実施し、高鮮度のシラスの提供を図る。また、より良い鮮度保持方法の先進事例等の情報収集を進める。 <p>(6) 漁獲物の付加価値向上</p> <p>ア 活き締め（脱血処理）の実施：漁業者は、定置網や一本釣で漁獲された魚の船上での活き締め・脱血処理を実施し魚価向上を図る。</p> <p>イ ブランド魚の立ち上げ：漁協と漁業者は、キハダマグロ新ブランド品の試験販売を行う。</p> <p>ウ 未利用魚の活用：当地域で漁獲される未利用魚について、料理人の協力を得ながら第二弾のレシピを完成させる。完成させたレシピを SNS で公開する他、料理教室で使用する。</p> <p>(7) 魚類の販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、東京の水産会社と連携し、御前崎産鮮魚の流通の拡大を図るとともに、御前崎魚市場で評価が低い鮮魚の試験的な流通を行う。 <p>(8) 自己漁獲物の加工品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、一次加工品の販売を行う。傷が付く等で安価に取引される鮮魚による加工品を完成させ、地域内の催事、吉田しらすマーケットや軽トラ市、朝市などで販売を行う。また、漁協は、漁協加工場での仕出し業の営業許可取得を検討する。 <p>(9) 榛南海域の磯焼け対策</p>
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・榛南磯焼け対策活動協議会で検討・決定された事項について、漁業者が主体となり、県水産・海洋技術研究所の協力のもと、サガラメ・カジメの母藻の投入や種苗生産・中間育成を行うとともに、食害魚であるアイゴ等の除去を行うことにより、漁場造成と漁獲量の増大を図る。 <p>(10) 資源管理型漁業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、県・市町の協力のもと、マダイ・ヒラメなどの種苗放流を行うとともに、小型魚の放流についても引き続き実施し、資源管理型漁業を対象漁業者で推進していく。 ・漁協は漁業者が各資源管理協定の順守させるための指導を行う。また、旧第 97 号漁業権管理運営委員会を毎年開催し、円滑な操業と資源管理に努める。
漁業コスト削減のための取組	<p>(1) 漁業経営セーフティーネット構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃油高騰の備えとして、漁協は、未加入者に対しては加入するよう、現加入者には加入を継続するよう指導する。 <p>(2) 省エネ航行の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、減速航行を行うとともに、船底清掃を積極的に実施し、燃油消費量の削減を図る。 <p>(3) ぎょさい・積立ぶらす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は漁業者に対してぎょさい・積立ぶらすの加入を推進する。 <p>(4) 19 トン型近海カツオ漁船の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、令和 5 年度補正 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）に申請した 19 トン型近海カツオ漁船の 2 隻目の建造着手を行う。また、1 隻目の近海カツオ漁船の安定した操業へのサポートを行う。 ・近海カツオ一本釣漁業への参入を検討している漁業者に対して、国の補助事業（漁船リース事業・もうかる漁業創設支援事業）を活用した、漁船整備等のサポートを行う。
漁村の活性化のための取組	<p>(1) 海業推進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁村の活性化と地元水産物の PR が行われるよう、市町の観光課等や、遊漁船と協力を図り、イベントなどを開催する。さらに、海上保安庁の協力のもと漁業と遊漁船業、マリンレジャーが互いに利用できるように調整を図る。 <p>(2) 水産教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、魚食普及の取組として、地域の親子を対象に料理教室や水産教室を開催し、知名度向上や消費拡大を図る。また、魚市場への社会科見学の受入回数を増加させるため、人員の拡充を行う。料理教室では未利用魚を活用するために制作したレシピを使用する。また、社会科見学の受入体制を整える。 <p>(3) 担い手対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、後継者確保のため、漁業高等学園や水産高校に積極的に働きかけを行う。漁業就業フェア等を活用し、国や県の支援制度を活用しながら若手就業者の確保に努めるとともに SNS の活用を図る。
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 漁業人材育成総合支援事業（国） 水産多面的機能発揮対策事業（国） イノベーション創出事業（県） 海業スタートアップ事業（県）</p>

5年目（令和11年度） 所得向上率（基準年比）10.7%

漁業収入向上の
ための取組

- (1) 御前崎市場鮮度保持施設の整備
 - ・漁業者は、鮮度保持施設を適切に利用し操業効率の向上を図り、漁協は職員の人件費削減を図る。
- (2) 御前崎市場の整備
 - ・御前崎市場の整備に向けて漁協、漁業者を主体とした検討部会を立ち上げる。開放型と閉鎖型市場の比較等を検討し、施設整備の計画を策定する。
- (3) 海業推進の取組
 - ・漁協及び漁業者は、催事で水産物を販売することで新たな販売機会を創出するため、市町や商工会と連携を図り、地元水産物を販売する新催事を開催する。
- (4) シラス船曳網漁業における水揚げ金のプール制度
 - ・シラス船曳網漁業者は、吉田市場と御前崎市場において大漁時、プール制に移行することで資源の有効活用を図る。
- (5) シラスの鮮度保持
 - ・シラス船曳網漁業者は、魚価を上げる取組として、曳網時間短縮等の船上での漁獲物の鮮度保持のための作業を実施し、高鮮度のシラスの提供を図る。また、より良い鮮度保持方法の先進事例等の情報収集を進める。
- (6) 漁獲物の付加価値向上
 - ア 活き締め（脱血処理）の実施：漁業者は、定置網や一本釣で漁獲された魚の船上での活き締め・脱血処理を実施し魚価向上を図る。
 - イ ブランド魚の立ち上げ：漁協と漁業者は、キハダマグロ新ブランド品のお披露目会を開催し、ブランド魚の販売を開始する。また、漁協、漁業者共に積極的にPR活動を行う。
 - ウ 未利用魚の活用：漁協は、3年目までに開発した新レシピをSNSで公開する他、料理教室で使用する。
- (7) 魚類の販路拡大
 - ・漁協は、東京の水産会社と連携し、御前崎産鮮魚の継続的な流通が行われるよう、販路の拡大を継続する。
- (8) 自己漁獲物の加工品開発
 - ・漁協は、一次加工品の販売や、傷が付く等で安価に取引される鮮魚による加工品の地域内催事での販売を行う。また、漁協は、漁協加工場での仕出し業の営業許可取得に向けた整備を行う。
- (9) 榛南海域の磯焼け対策
 - ・榛南磯焼け対策活動協議会で検討・決定された事項について、漁業者が主体となり、県水産・海洋技術研究所の協力のもと、サガラメ・カジメの母藻の投入や種苗生産・中間育成を行うとともに、食害魚であるアイゴ等の除去を行うことにより、漁場造成と漁獲量の増大を図る。
- (10) 資源管理型漁業の推進
 - ・漁協及び漁業者は、県・市町の協力のもと、マダイ・ヒラメなどの種苗放流を行うとともに、小型魚の放流についても引き続き実施し、資源管理型漁業を対象漁業者で推進していく。
 - ・漁協は漁業者が各資源管理協定の順守させるための指導を行う。また、旧第97号漁業権管理運営委員会を毎年開催し、円滑な操業と資源管理に努める。

<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1) 漁業経営セーフティネット構築事業 ・燃油高騰の備えとして、漁協は、未加入者に対しては加入するよう、現加入者には加入を継続するよう指導する。</p> <p>(2) 省エネ航行の啓発 ・漁業者は、減速航行を行うとともに、船底清掃を積極的に実施し、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(3) ぎょさい・積立ぷらす ・漁協は漁業者に対してぎょさい・積立ぷらすの加入を推進する。</p> <p>(4) 19トン型近海カツオ漁船の導入 ・漁協は、令和5年度補正 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）に申請した19トン型近海カツオ漁船の2隻目の進水及び安定した操業へのサポートを行う。漁協は、1隻目の近海カツオ漁船の安定した操業へのサポートを行う。近海カツオ一本釣漁業への参入を検討している漁業者に対して、漁協は、国の補助事業（漁船リース事業・もうかる漁業創設支援事業）を活用した、漁船整備等のサポートを行う。</p>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>(1) 海業推進の取組 ・漁協は、漁村の活性化と地元水産物のPRが行われるよう、市町の観光課等や、遊漁船と協力を図り、イベントなどを開催する。さらに、海上保安庁の協力のもと漁業と遊漁船業、マリンレジャーが互いに利用できるように調整を図る。</p> <p>(2) 水産教室の開催 ・漁協は、魚食普及の取組として、地域の親子を対象に料理教室や水産教室を開催し、知名度向上や消費拡大を図る。また、魚市場への社会科見学の受入回数を増加させるため、人員の拡充を行う。料理教室では未利用魚を活用するために制作したレシピを使用する。また、社会科見学の受入体制を整える。</p> <p>(3) 担い手対策 ・漁協は、後継者確保のため、漁業高等学園や水産高校に積極的に働きかけを行う。漁業就業フェア等を活用し、国や県の支援制度を活用しながら若手就業者の確保に努めるとともにSNSの活用を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築事業（国） 浜の活力再生・成長促進交付金（国） 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 漁業人材育成総合支援事業（国） 水産多面的機能発揮対策事業（国） イノベーション創出事業（県） 海業スタートアップ事業（県） 漁業収入安定対策事業（国）</p>

(5) 関係機関との連携

御前崎市、牧之原市、吉田町
静岡県、県水産・海洋技術研究所
静岡県漁連、東日本信漁連、全国合同漁業共済組合静岡県事務所、日本漁船保険組合静岡県支所、県漁業振興基金、県漁業信用協会、JF 共水連関東東海事業本部静岡支店
御前崎市観光協会、御前崎市商工会、牧之原市商工会、吉田町商工会等関係団体

(6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

取組の実施状況及び効果の発現状況を評価・分析し、それを踏まえて取組を改善するため、進捗管理チェックシートを作成する。チェックシートは年に1回、委員による進捗状況の確認を行う。

4 目標

(1) 所得目標

漁業者の所得の 向上10%以上	基準年	
	目標年	

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

① 所得向上の取組に係る成果目標

シラス平均単価の向上	基準年	令和元～5年度 5年平均：	864	(円/kg)
	目標年	令和11年度：	890	(円/kg)

② 漁村活性化の取組に係る成果目標

イベント等での漁獲物と その加工品販売	基準年	令和5年度：	0	(千円/年)
	目標年	令和11年度：	350	(千円/年)

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

① 所得向上の取組に係る成果目標（シラス平均単価の向上）

シラスの船上での鮮度保持の取組では、鮮度が良くなったことで、より高単価な生食用での販売が増え単価が向上してきており、今期においても取組を継続実施する必要がある。よって、過去5年平均単価864円/kgを基準年とし、最終年度平均単価890円/kg（基準年比3%向上）を目指す。

② 漁村活性化の取組に係る成果目標（イベント等での漁獲物とその加工品販売）
 当地区での海業の取組では、市や観光協会と連携して漁港の賑わい創出に向け集客策を企画するが、主にイベント開催と、そこでの地区の水産物の販売が主力になると想像される。そこで、漁協が手掛ける加工品や、漁業者による鮮魚販売等で令和11年度には水産物や加工品の販売で350千円の売上高を目標とする。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油や配合飼料の価格が上昇した場合にその影響を緩和するための備えとして、漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料価格が上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットを構築 ⇒全漁業者対象
浜の活力再生・成長促進交付金（国）	浜の活力再生プランに位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、海業の推進に係る漁港漁村の就労環境改善・強靱化等に必要な整備等を支援。 ⇒御前崎市場の整備
水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）	水産業 水産業の競争力強化を図るとともに、活力ある漁村地域を維持・発展させるため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化等を図るための「広域浜プラン」に基づく浜の機能再編や市場・施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を目指す。 ⇒御前崎市場製氷施設の整備・御前崎市場の整備
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	浜が連携して水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、浜の担い手の所得向上に係る取組に必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入を支援。 ⇒19トン型近海カツオ漁船の導入
漁業人材育成総合支援事業（国）	意欲のある新規就業者を安定的に確保し漁業への定着を図るとともに、今後の漁業生産を担う主体となる経営能力の高い漁業者の育成を目的とし、漁業への就業前の若者に対し資金を交付し、漁業の将来を担う人材を育成する。 ⇒担い手対策
水産多面的機能発揮対策事業（国）	漁業者等が行う水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対して、交付金を交付。 ⇒榛南海域磯焼け対策
イノベーション創出事業（県）	水産業者等が行う異業種との連携等により所得を増やす新たな取組を支援する事業 ⇒海業推進の取組
海業スタートアップ事業（県）	県内の沿海漁業協同組合が民間事業者の知恵や技術を活用して行う海業の取組を支援 ⇒海業推進の取組
漁業収入安定対策事業（国）	計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業災害補償法に基づき実施する漁業共済の経営安定機能をさらに強化することにより、水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図る。 ⇒全漁業者対象